

中東ビジネス関連法セミナー

2015年9月13日(日)

クリストファー・ガンソン
ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマン法律事務所

christopher.gunson@pillsburylaw.com
+971 50 554 6205

本日のプレゼンテーションの内容

- 当事務所の紹介
- 中東とは？
- UAEおよび中東諸国の法制度の概要
- 代理店保護法
- 外資制限および事業形態
- 直接投資・合併事業・M&A
- UAE労働法の実務
- ドバイ生活関連法
- 紛争解決

当事務所の紹介

pillsbury At-a-Glance

Pillsbury is a full-service law firm with market-leading strengths in:

**Energy
& Natural
Resources**

**Financial
Services**

**Real Estate
& Construction**

Technology

Year Founded

1868

Global Offices

18

Abu Dhabi, Austin, Beijing, Houston, London, Los Angeles, Nashville, New York, Northern Virginia, Palm Beach, Sacramento, San Diego, San Diego–North County, San Francisco, Shanghai, Silicon Valley, Tokyo, Washington, DC

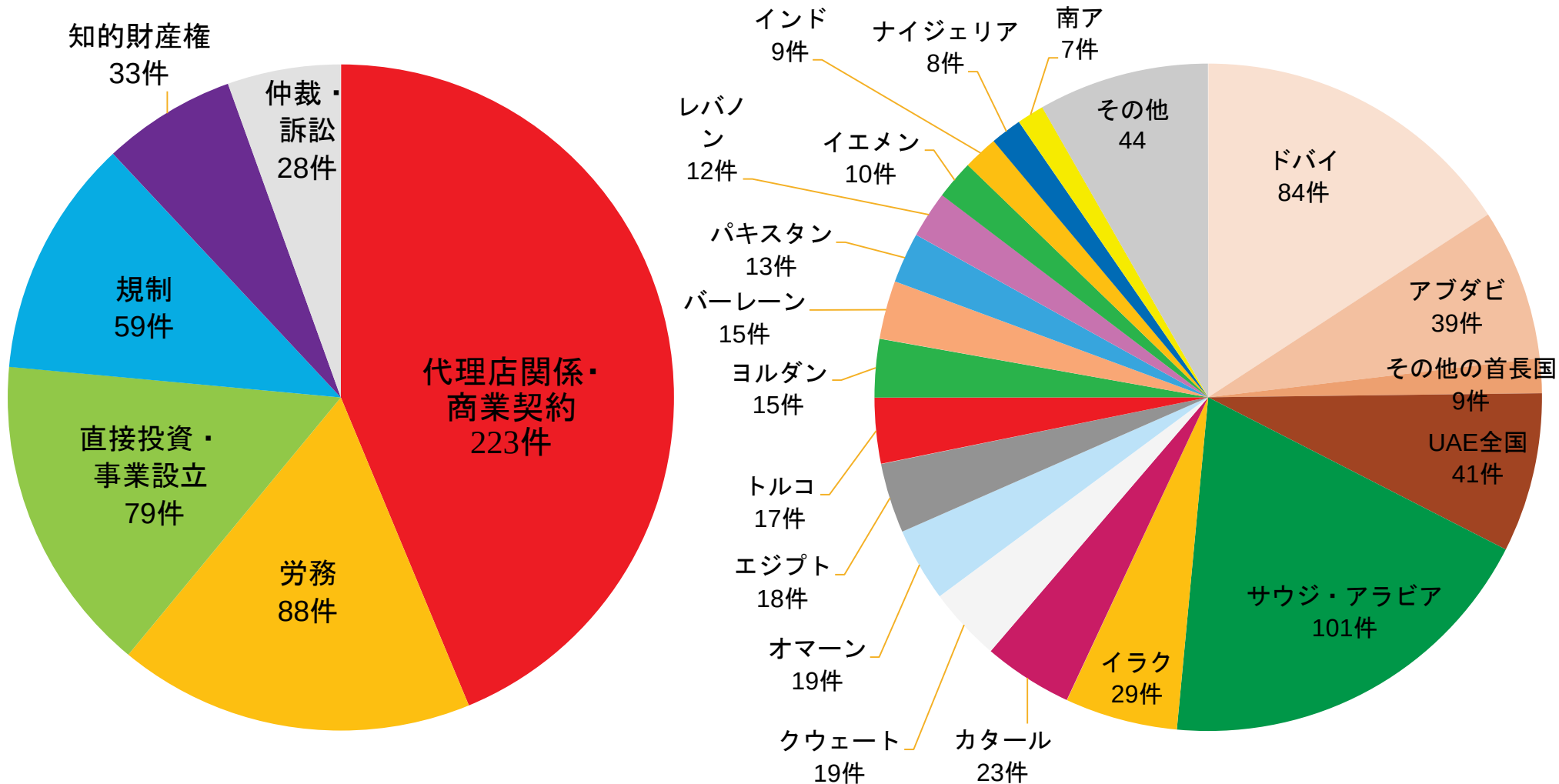
Total Attorneys (approximate)

700

Total Firm Size (approximate)

1,375

中東における日系企業のための案件数



※＝過去4年間、約130社の日系企業の約550件

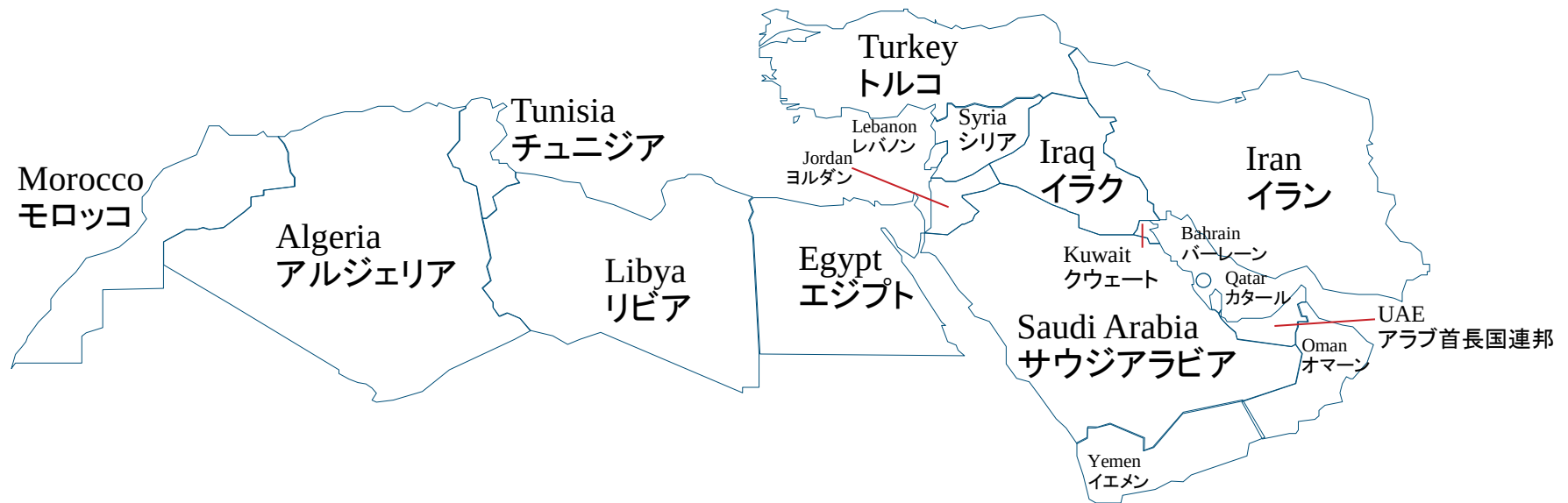
中東とは？

中東とは？①



中東とは？①

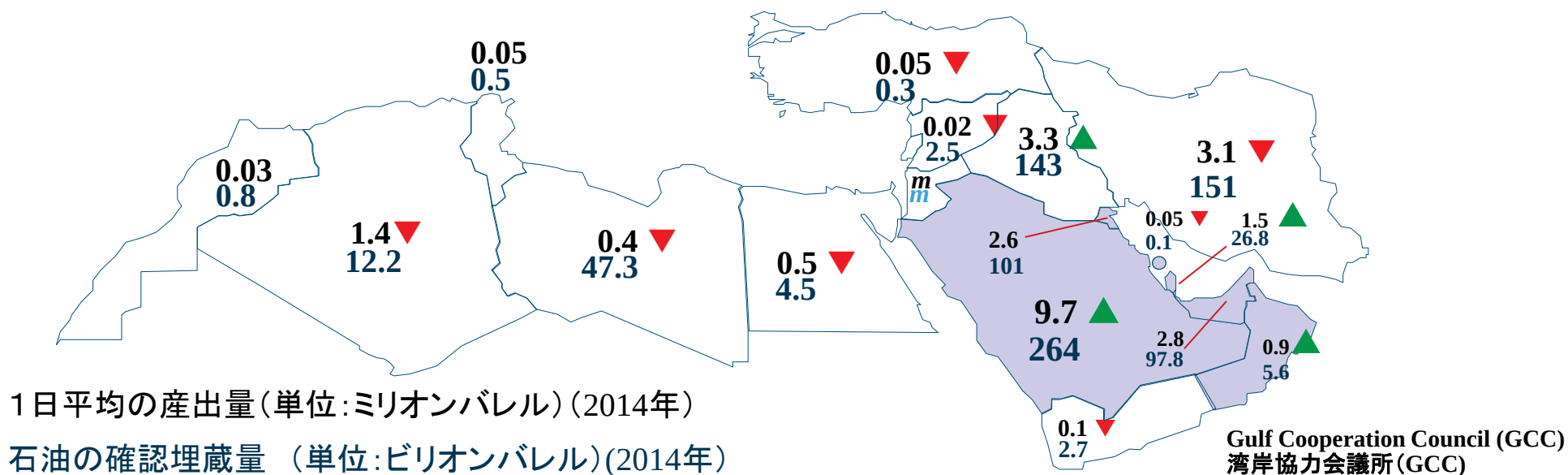
- 中東・北アフリカ(イスラエルを除く) 18カ国は、法規制が似ている一方、経済体制は異なる。
 - 産油国 対 非産油国
 - 人口の多い国 対 人口の少ない国
 - 君主制国家 対 共和制国家



中東とは？② 石油・天然ガス

■ 産油国

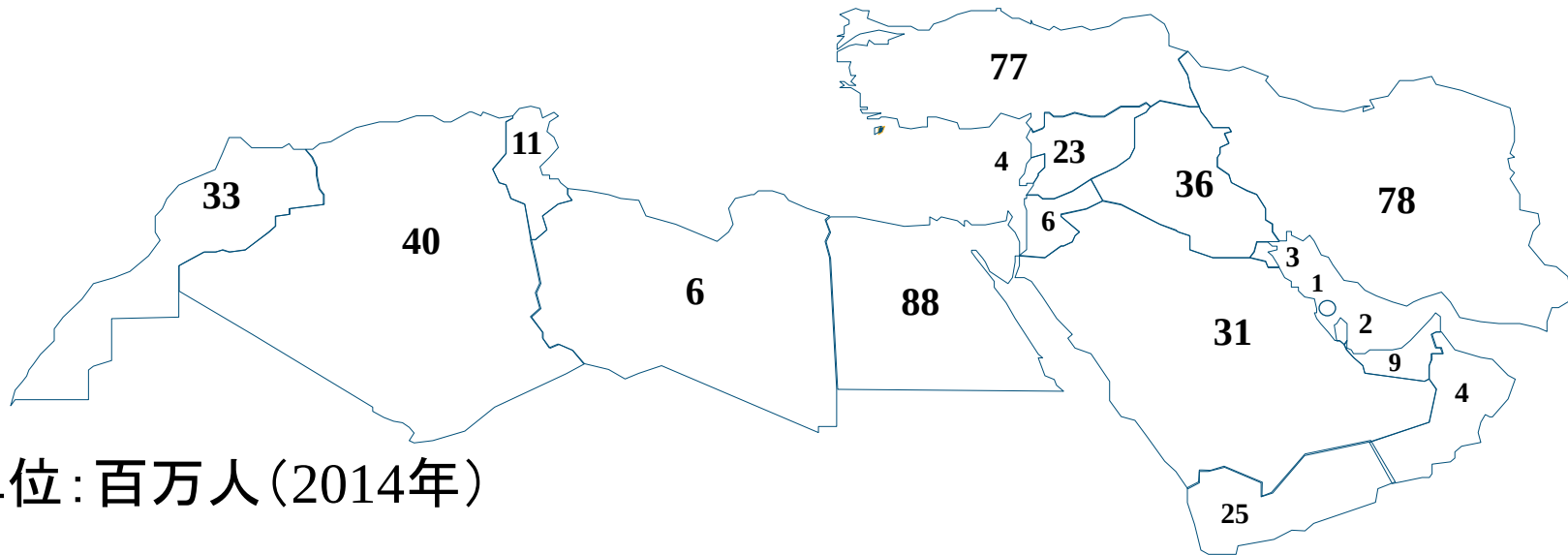
- 最大の産油国はサウジアラビア、次にイラン、イラク、クウェート、UAE(アブダビ)とアルジェリア。オマーンとリビアも輸出している。
- 近年、カタールはLNGの形態で天然ガスを大量に輸出する国として重要。



中東とは？③ 人口

■ 各国の人口

- エジプト、トルコ、イランは人口が多い。
- 人口がやや多い国は、モロッコ、アルジェリア、シリア、イラク、サウジアラビア、イエメン。
- 8カ国は、人口が一千万人以下。

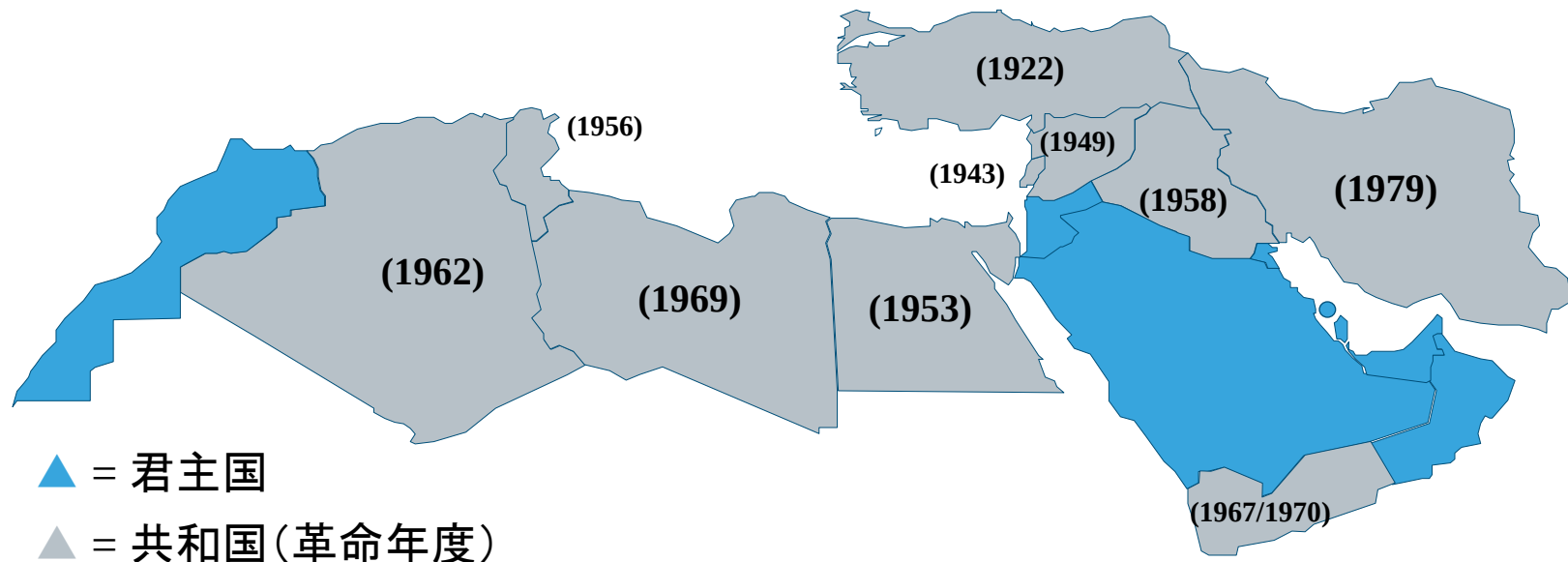


単位：百万人(2014年)

中東とは？④ 統治制度

■ 統治制度

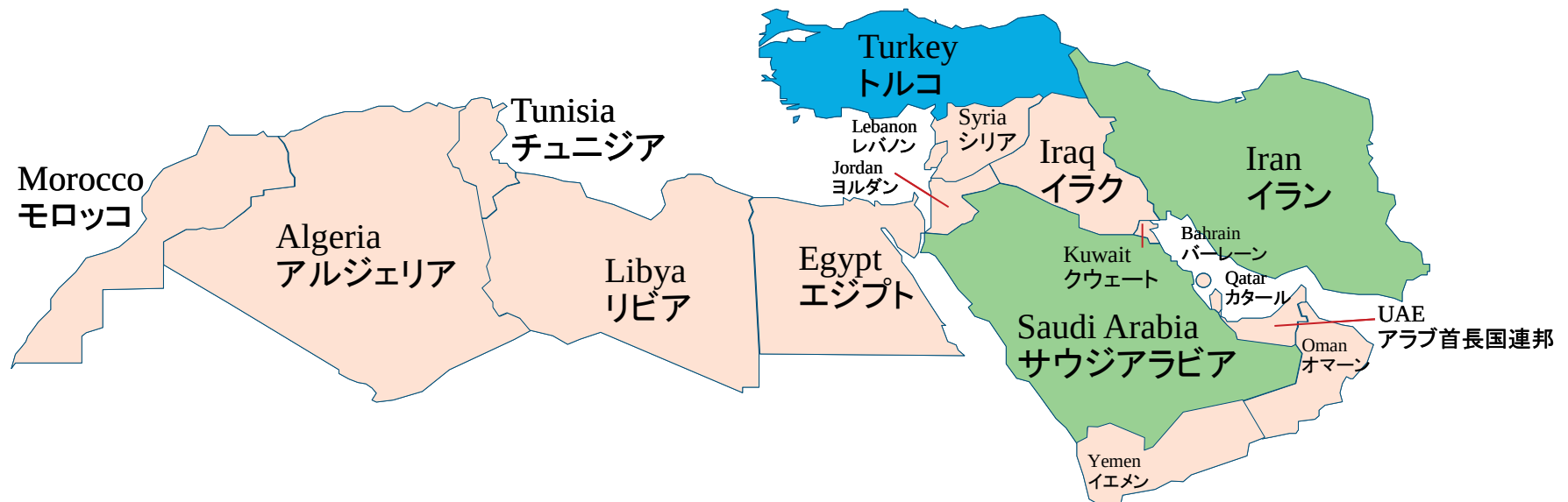
- 20世紀における革命による独立（アルジェリア、チュニジア、レバノン）または君主制度の崩壊（トルコ、リビア、エジプト、イラク、シリア、イエメン、イラン）。
- GCC6カ国、ヨルダン、モロッコは王家が存続している。



UAEおよび中東諸国の法制度の概要

中東諸国の法制度

- アラブ諸国の多くは、エジプトを発祥としたシャリーア（後述）の影響を受けた大陸法（シビルロー）制度を採用している。例外は以下のとおり。
 - 独自のシャリーア法制度：基本的な成文法のないサウジアラビア、基本的な成文法のあるイラン
 - シャリーアの影響を排除した大陸法制度：トルコ。
 - シャリーアの影響を受けた英国法制度：スーダン、パキスタン



GCC諸国の法制度

- 湾岸協力会議(GCC)は、1981年に安全保障上の連携を主目的として設立され、6カ国が加盟した。
- 近年は、安全保障問題だけでなく、以下のような、**共通の法制度**が増えている。
 - 特許制度(1992年)
 - 司法協力(1996年)
 - 経済協力・関税協定(2002年)
 - GCC国民が他のGCC諸国に投資・居住することへの制限の撤廃(2008年)



UAEの法制度① 成文法がない時代から

- **休戦諸国**（現在のUAE）は、19世紀初頭に英国の保護領となった。コーラン等に基づくイスラム法および首長の口頭での命令による支配が行われていた。
- 20世紀前半、英国は、スーダンのアラブ族書記官を各首長国に派遣し、首長の命令を記録させた。この記録が初の成文法となった。
- 1950年代に、英国の指導の下に警察隊と独立した裁判所が設立された。
- 1971年の英国からの独立と同時に憲法が制定され、絶対君主制の6首長国によりアラブ首長国連邦（UAE）が樹立された。（数ヶ月後にRAKが加入し、現在の7首長国となった。）



1960年のアブダビ

UAEの法制度② 現代法の制定

UAEの成立後、以下の連邦の現代法が制定された。

- 1980年：労働法、中央銀行法
- 1981年：商事代理法
- 1984年：会社法
- 1985年：民事取引法(民法)、イスラム銀行法
- 1992年：民事訴訟法、証拠法
- 1993年：商事取引法(商法)
- 2000年：証券取引所法
- 2002年：知的財産関連法
- 2006年：電子取引法
- 2012年：競争法
- 2015年：新会社法、反差別法

破産法、倒産法、担保設定法、仲裁法、行政手続法等は、特に制定されていない。



1980年のアブダビ

UAEの法制度③ 首長国による相違点

- 各首長国独自の法律・法令の制定が認められている。また、各省庁の法律の適用方法にも差異がみられる。
- **大きな相違点：**
 - 石油・天然ガスセクターに関する法制度
 - 土地・不動産の所有
 - 賃貸契約書の登録と更新
 - 政府契約の入札手続き・調達方法・締結要件
 - フリーゾーンの役割
 - 関税実務（原則的にはGCC諸国協定に基づくが、特に免税範囲に関する相違がある。）
 - 工事設計
 - 公務員の職務・義務
 - 環境保護
 - 衛生・食品安全規制
 - 医師免許
 - 各首長国独自の機関：交通・運輸等



UAEの法制度④ シャリーア(イスラム法)の影響は？

- UAEを含むアラブ諸国の多くで、シャリーアは「**主要な法源**」とされる。但し、多くの国では、直接の適用範囲・対象は、家族法、相続法(イスラム教徒のみ)および刑法の一部(全員)に限られる。
- シャリーアは、コーラン等の教義に基づく原則であり、以下を含む：
 - 不確定性(賭博)禁止
 - 経済的権利の平等
 - 利子の禁止
- シャリーアがビジネスに与える影響には、以下のような例がある。
 - オプション契約が行使できない可能性(賭博／不確実性の禁止)
 - 延滞利息の支払い(利子の禁止)
 - ビジネスの相続(シャリーアは遺言を認めない)
 - 種類株式の禁止(経済的権利平等の原則)
- **イスラム金融**は、シャリーアに則っている金融手法。但し、法令でイスラム金融のスキームの使用は義務付けていない。

サウジアラビアの法制度

- UAEの法制度は、他のMENA諸国と類似した点が多い一方、サウジアラビアは、立法と司法の面で、非常に独特な法規制をもつ。
 - 1996年制定の基本法により、「コーラン」が憲法とされている。
 - 日常的に執行されている規定のほとんどは明文化されていない。（たとえば女性の運転禁止。）
 - 民法・商法が制定されていない。（MENA諸国ではサウジアラビアのみ。）
 - 裁判官は、第一にイスラム教の学者であり、厳密には法律の専門家ではないため、シャリーアを優先させた判断をすることが多い。
 - したがって、基本的なルール（例：消滅時効の期間、契約締結の方法等）と解釈が統一されておらず不明確である。

中東諸国の法制度：共通の問題点

- 不確実性
 - 行政の裁量権が広範囲（行政の権力を制限する法令がない）。
 - 法令の規定の曖昧さ、法令と実務の乖離、判例の非拘束性。
 - 「できない」と言いたくない、「問題ない」と言いたい文化。
 - 情報の不透明性
 - 噂が多い社会。
 - 公式発表が少なく、政策がわかりにくい。（新聞を媒体とした発表）
- 不確実性が及ぼす影響
 - 常に情報の正確性を確認する必要あり。
 - 議論・交渉する余地が多い。

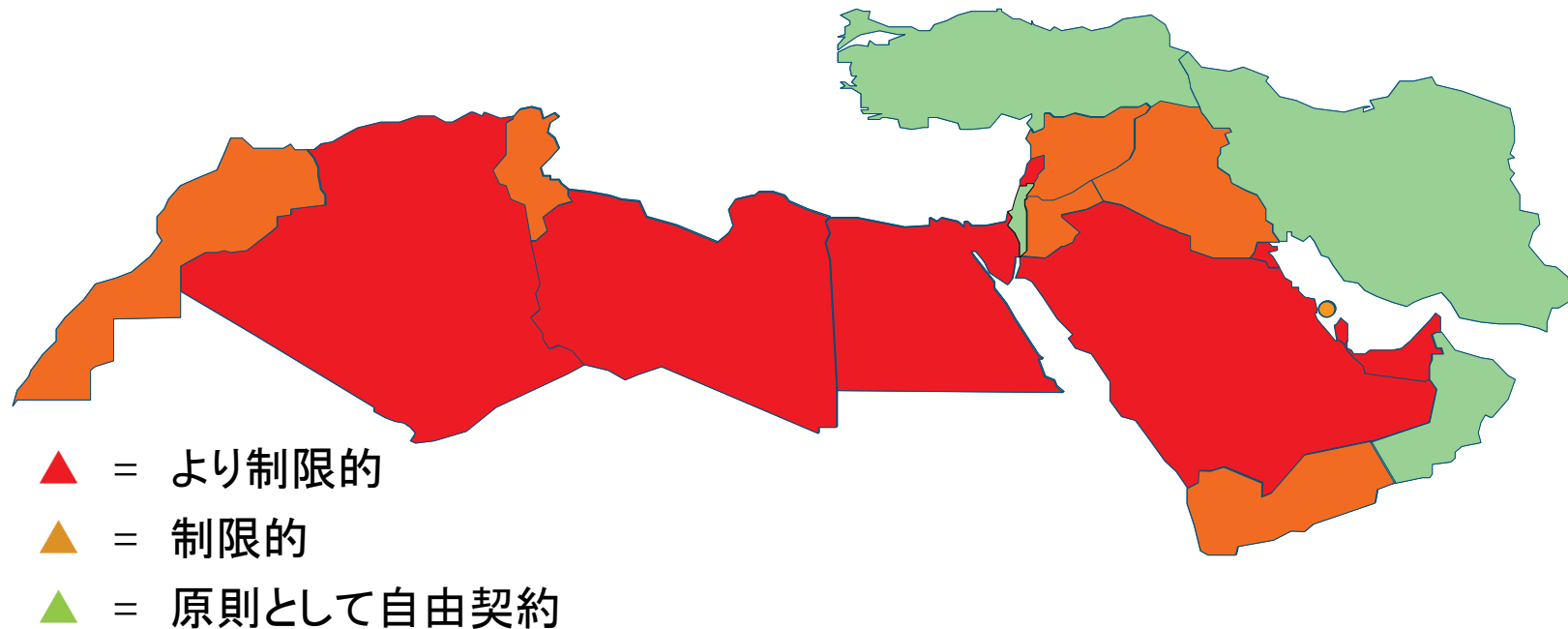
代理店保護法

代理店保護法① 概要

- 多くの中東諸国には「**商事代理法**」(代理店保護法)がある。
- 以下のとおり、自国の代理店の多面的保護が典型的な特徴。
 1. 代理業・販売業は国民のみが行うことができる。
 2. 代理店登録制度があり、管轄機関に代理店の登録をする。
 3. 代理店が登録されると、法定独占権も付与されることがある。
 4. 解約(更新拒絶を含む)から代理店を保護し、補償請求権を与える。
 5. 紛争解決は現地司法機関の専属的管轄。
- 商事代理店法は、「商事代理店契約」だけでなく、ほとんどの中長期の商取引(ディストリビューター、ディーラー、フランチャイズ等)契約に適用される。

代理店保護法② 中東各国

- 「典型的な特徴」とはいえ、国により異なる法規制があることに注意。
- 代理店に対し、戦略的にアプローチする必要性あり。



代理店の必要性

中東諸国の一般的特徴として、法令と実務が乖離していることが挙げられる。

- 商事代理法の原則では、外国法人の代理で商品販売業を営むことができるのは自国民のみ。UAE商事代理店法には、以下のように規定されている。
 - 「商事代理の活動は、UAE国民およびUAE資本100%法人に制限される。」(第2条)
 - 「商事代理の活動は、登録されている代理人によってのみなされる。」(第3条)
- 実際は、UAE資本100%でない法人も販売店・代理店として活動している。また、UAE資本100%であっても、登録されていない代理店も多い。
- 外資系企業が現地法人を設立し、独自に販売する事例も多い。

代理店登録制度と独占権

- 多くの中東諸国には、代理店の登録制度が存在する。
一旦代理店登録がなされると、その代理店に独占権があるとみなされる場合が多い。(契約上の合意の有無にかかわらず。)
- 代理店の独占権には、以下の権利が含まれる。
 - 自動的にコミッションを受ける権利
 - 独占的に輸入する権利
- **戦略的なアプローチ**
 - 現地の法制度をよく知ること。
 - 代理店による商事代理店の登録を防ぐこと。(登録時には、委託者である外国企業の同意が必要な場合が多いため、同意する旨の署名をしない。)
 - 代理店に独占権を与えない場合は、非独占的取引である旨を契約に明記すること。

代理店契約書登録の実務

UAE経済省により発行された
商事代理登録証明書



- **登録内容:**
 - 商事代理人の法人名
 - 外国委託者名（メーカーに限らず、商社・販売者も登録可）
 - ブランド名（英文も可）
 - 商品名、型番等
 - 対象地域（UAE全域または酋長国ごと）
- 代理店が独占権を有する範囲は、登録証明書に明示されるため、ブランド名と商品名の特定は非常に重要。
- 2006年の法改正により、商社・販売者間の契約を登録するには、製造者の明示的な承認が必要。
- UAE経済省のサイトで登録状況の検索が可能。

代理店解約(更新拒絶)に対する保護

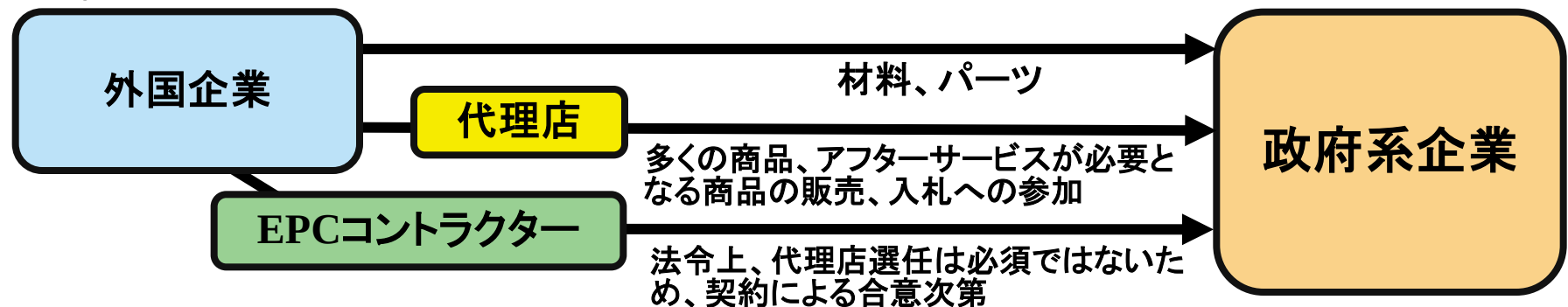
- 多くの場合、「正当な理由」がない限り、現地の登録されている代理店の解約および更新拒絶は認められていない。
- 「正当な理由」の定義は明らかでないが、一般的に基準は厳格とされ、「正当な理由」により、契約が解約となった場合でも、補償請求がなかなか却下されない。
- なお、契約期間満了の場合でも、委託者側から契約更新を拒絶することは、解約と同様にみなされることに注意。
- **戦略的なアプローチ:**
 - 解約事由を契約上に明記する。(例:最低販売目標の未達成、販売区域の違反等)
 - 代理店に独占権を与えない。(非独占的代理店の利用により上記リスクを大幅に軽減できるため。)
 - 解約の際は、なぜ解約するのかを証明する「記録」を作成する。

代理店との紛争解決

- 紛争解決の手続は、所定の政府機関においての代理店登録の有無により異なる。
 - 代理店が未登録の場合、原則として自由に紛争解決機関（国際仲裁等）を定めることが可能。
 - 代理店が登録済の場合、現地機関を通じての紛争解決手続が必要。
- UAE・サウジアラビアでは、まずは現地機関（UAE経済省、サウジ商工産業省）による裁定を経る必要がある。
- 現地機関の調停で和解に至らない場合は、現地裁判所での裁判となる。

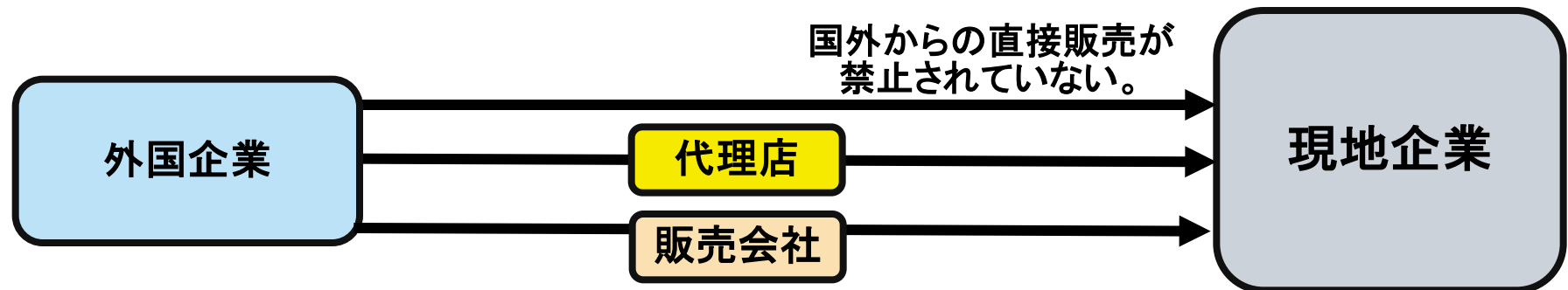
取引形態① B2GB(Business to Government Business)

- 政府系企業に商品を販売する場合、業務を委託する**代理店の登録義務が課せられることが多い**。(特にアブダビ、サウジアラビア、カタールの国営石油企業への販売。)
- 各政府系企業は、独自の**ベンダー登録**手続を定めており、登録された代理店のみがベンダー登録を行うことができる。
- 代理店契約の内容により、他の取引に支障をきたす場合があるため、契約は慎重に作成する必要がある。
- 他社へ材料等を直接販売することを禁じられた、EPCコントラクターに商品を直接販売したところ、代理店にコミッションを請求された等の例がある。



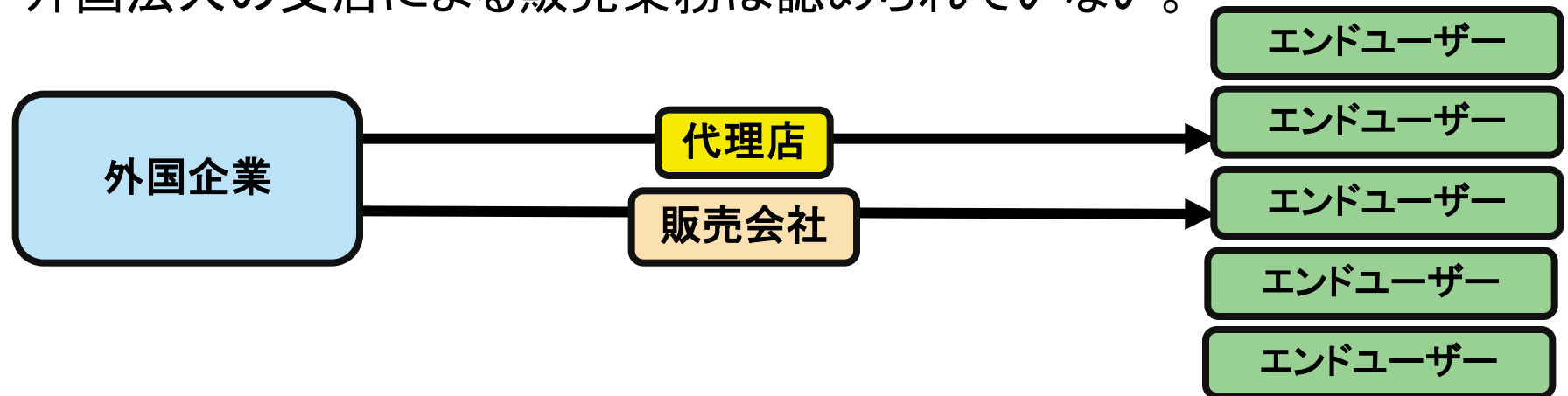
取引形態② B2B (Business to Business)

- 比較的規制が少ない取引形態。
- 国外からの現地企業への直接販売が許可されている。外国法人が現地支店を通じて、販売契約等をアレンジする例も多い。
- 代理店登録は必須ではない。政府系企業と異なり、民間企業が現地代理店を通じた取引を求めるケースは少ない。



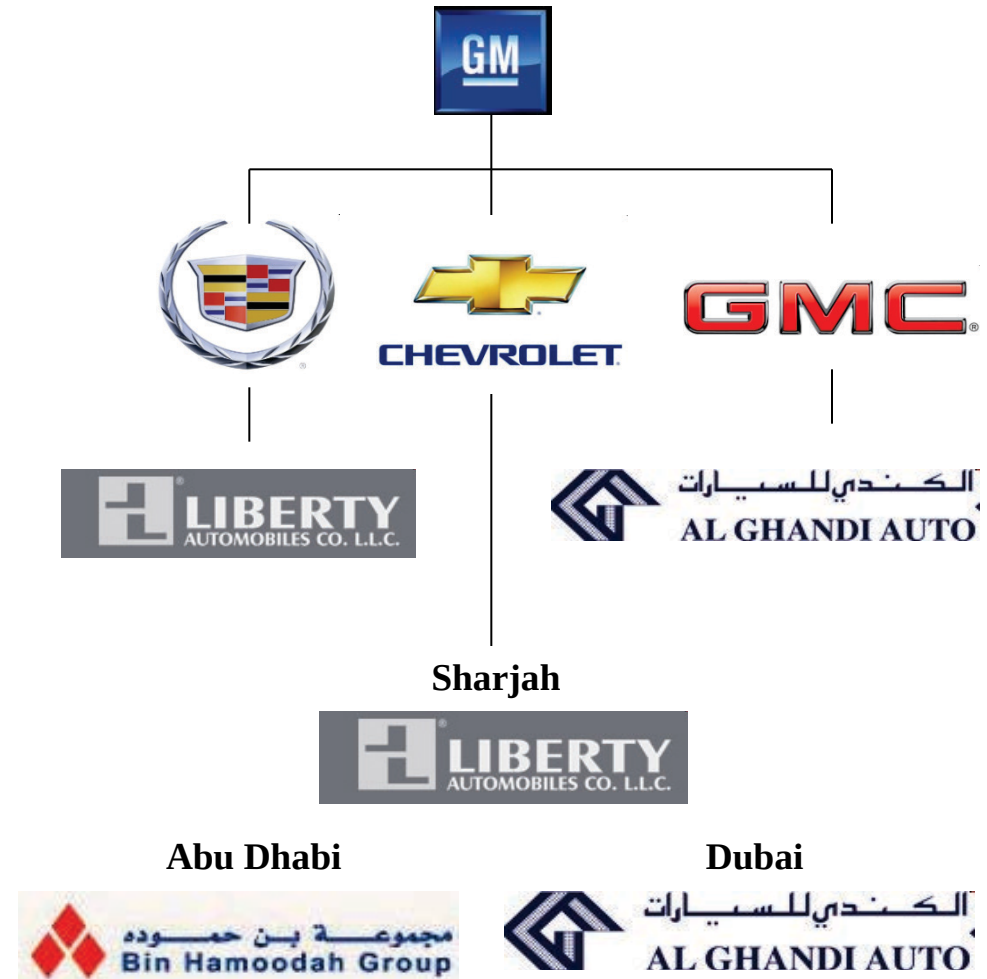
取引形態③ B2C (Business to Consumers)

- 消費者に対する商品販売にも商事代理店法が適用されるが、代理店登録は必須ではない。
- 商業ライセンスの事業目的に「販売業務」と記載されていれば、原則として、商品・サービスを有償で提供することができる。
- **例外的に登録が必要なケース**: 医療品等、一定の種類の商品販売をするには、代理店登録が義務づけられている。
- その他、外国資本が入る企業は、業務内容が制限されることがある。
- 外国法人の支店による販売業務は認められていない。

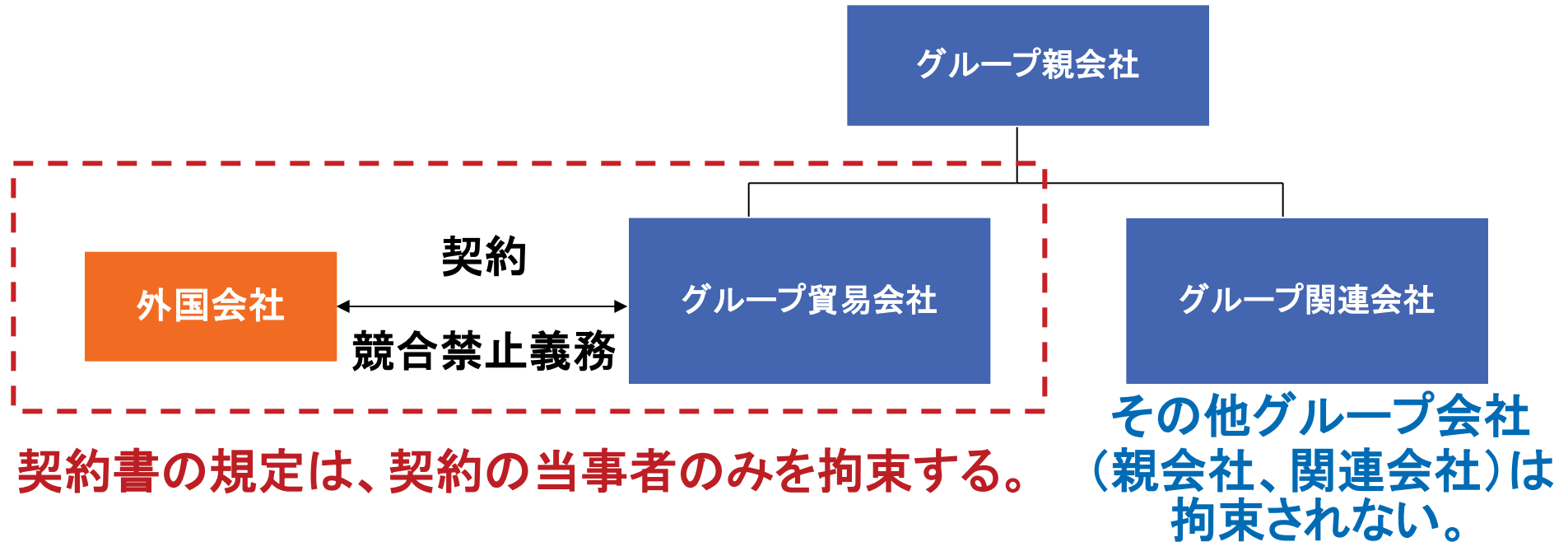


積極的な戦略の一例：代理店間の競争

- 商品または販売区域によって代理店を使い分け、代理店間の競争を促す。
 - 商品ごとに違う代理店を使うこと。（例：UAEで、GM社はGMCとキャデラックという自社の別ブランドにそれぞれ別の代理店を使っている。）
 - 販売区域ごとに違う代理店を使うこと。（例：シボレーはアブダビ、シャルジャー、ドバイで異なる代理店を使っている。）



防御的な戦略の一例：事業主・親会社の保証



- グループの子会社と契約する場合は、親会社・株主の保証を要求すべき。

代理店選任時と代理店契約作成上の注意点

- 代理店について調査する。(デューディリジェンス)
- 関連法令について学ぶ。
- 契約は注意深く作成する。
 - 独占的代理か、非独占的代理か
 - 登録は必要かどうか、登録させるかどうか
 - 期間満了、契約の更新方法
 - 明示的な解約事由
 - 秘密情報、知的財産の取り扱い
 - 準拠法・紛争解決
- 書面による記録の作成と保管を忘れずに。

代理店解約時の戦略

- **基本ルール**

- 相手の文化を理解すること。
- 関連法規制の知識を得ること。
- 早めに弁護士にご相談を。

- **解約理由を書面により通知し、経過を記録すること。**

- なぜ解約するのか証明する「記録」を作成すること。
- 解約条件について積極的に交渉すること。（在庫の買取、補償請求件の対応）

- **マナー面での注意**

- 勇気を持って話し合うこと。相手の経営者の目を見て、口頭ではっきり伝えることも重要。
- あくまでも礼儀正しく。中東、湾岸アラブ諸国文化は、誇り高い文化のため、侮辱しないことは重要。
- 相手が事実を認識・受容するプロセスを考慮する。**嘆きの5段階（“Five stages of loss and grief”）**

外資制限および事業形態

外資制限

UAE	49%まで(注:フリーゾーンの場合は100%)
クウェート	49%まで(注:投資ライセンスの場合は100%可能)
カタール	原則として49%まで(注:一部セクターでは100%が許されている)
オマーン	原則として70%まで
サウジアラビア	100%(注:一部セクターに制限があり、また、総合投資庁(SAGIA)の許可が常に必要)
バーレーン	原則100%(注:一部セクターに対しては制限がある。)
イラク	100%(2003年に49%から緩和された)
エジプト	100%(注:一部セクターに制限があり、総合投資庁(GAFI)の許可が必要)
トルコ	100%(注:一部セクターに制限がある)
ヨルダン	ほとんどのセクターにおいては49%または50%まで
レバノン	原則100%
シリア	100%(2009年に49%から緩和された)
イラン	原則100%
イエメン	100%(2009年に49%から緩和された)
リビア	原則65%まで(特別な許可があれば、100%まで)
チュニジア	原則50%まで(特別な許可があれば、50%以上)
アルジェリア	49%まで
モロッコ	100%

中東各国の会社法

- よくみられる事業形態：
 - Establishment: 国民の登録商号。法人格がない。(国民が主体)
 - 外国法人の支店: 国民代理人(通称「スポンサー」)が必要。
 - 有限責任会社(LLC、WLL): 最もよく利用されている事業形態。
 - 株式会社(PSC、JSC): 銀行、保険会社、第三者のための投資業務、上場企業、IPP法人、政府系企業はPSCでなければならない。
 - フリーゾーン法人(FZE、FZCO、FZ-LLC、FZC等または支店)
- コマーシャル・ライセンス: 事業形態の設立手続きのほか、商業活動の種類が記載されている「コマーシャル・ライセンス」も必要。
- 経営主導：
 - LLC: マネジャー1名以上。ガバナンスに関する規定はほとんどない。
 - PSC: 取締役会、会長。近年、ガバナンスに関する規定は会社法や証券取引所の規則により導入されている。

UAE新会社法(2015年)

- 10年以上を審議に費やした後、2015年4月付で新会社法が公布された。しかし、日本企業をはじめとした多国籍企業が期待していたような大きな改正はなかった。
- **多国籍企業の期待にもかかわらず、改正されなかった点**
 - 外資制限の緩和(国民が過半数の株式を保有する要件は変わらず。)
 - UAE国民の事業パートナー(株主または国民代理人)が、事業運営に非協力的な場合の対応策
 - 取締役会等に関する規定
 - フリーゾーン法人の当該フリーゾーン地区外での商業活動
- **主な改正点は、UAE資本の会社にとって有利なもの**
 - UAE資本の民間大型グループ企業は、持株会社(Holding Company)の設立が正式に認められ、上場の要件も緩和された。
 - LLCの株式への担保設定が可能となった。(ただし、対抗要件の設定方法は不明。)
 - LLCのマネジャー(代表者)は、株主の承諾がなければ、競合会社を所有・経営できない。同様に個人事業を所有することも、株主の承認なしには不可。UAE法における初の信認義務。

外国法人の支店と「スポンサー」の役割

- UAEをはじめとして、外国会社の支店(駐在員事務所を含む)には必ず「国民代理人」(スポンサー)を置くことが必要。
- スポンサーは、主に省庁や当局に対して会社を代表する役割を果たす。
- スポンサーに関するデュー・ディリジェンス(調査)と契約の作成を注意深く行う必要がある。スポンサーが同意しない場合の解約は難しく、紛争が発生した場合、支店・駐在員事務所の運営が滞るおそれがある。
- **注意:**「スポンサー」は、成文法がない時代から使用されている商慣習上の用語だが、複数の意味がある。例えば①支店の国民代理人、②雇用主またはビザの発行の保証人、③販売店や代理店等の意味を持つ。
- **明文化されていないルールも多い。**例えば、アブダビ政府系企業と契約を結ぶ場合、スポンサーがUAE国民であってもアブダビ出身者でない場合は、却下されることが多い。

駐在員事務所

Commercial License

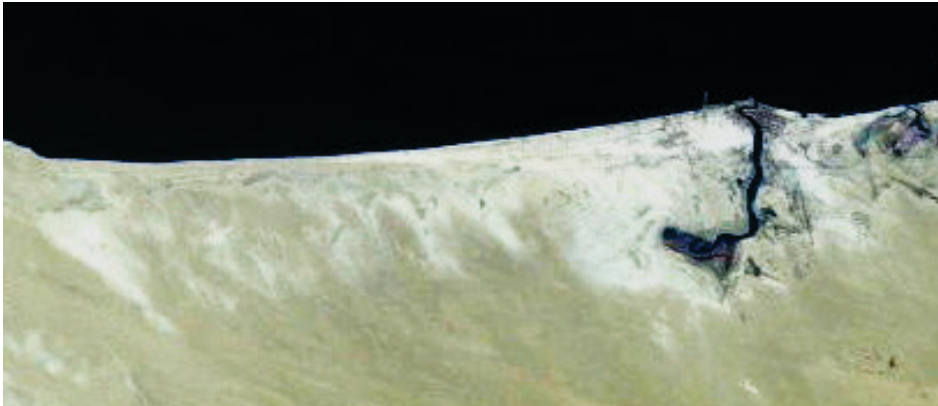
Legal Form : Foreign Branch - Japan

Commercial Activities : Representation Office

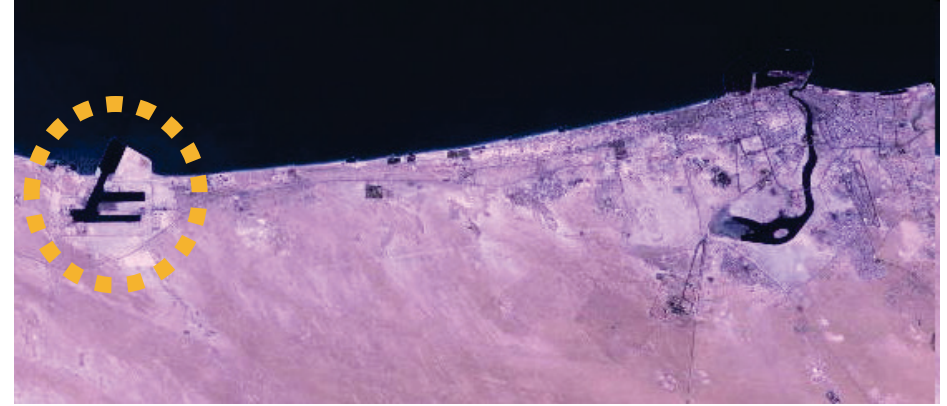
- 駐在員事務所は、コマーシャル・ライセンス上では外国会社の支店になるが、事業目的の欄に「駐在員事務所」と記載されている。
- 一定のフリーゾーンは、駐在員事務所という別種の現地法人を認める。
- 新会社法により、駐在員事務所による商業行為は、罰金の対象となる。

ドバイのフリーゾーンの歴史①

1973年のドバイ



1990年のドバイ



- ジェベル・アリ港は中東で最大かつ世界で最大の人工の港を作るという野心的なインフラ・プロジェクトであった。
- 1970年代を通じて工事が行われ、1979年に完成されて、経済政策として、1980年にフリーゾーン(非関税地区)として設立された(ジェベル・アリ・フリーゾーン、JAFZ)。
- 1985年に、フリーゾーン庁(JAFZ Authority、JAFZ)が設立されて、JAFZはドバイ支庁の管轄から排除され、JAFZAは唯一の管轄当局となった。

ドバイのフリーゾーンの歴史②

- 実際には1980年代あたりから、外国人投資家によってJAFZ内に倉庫や事務所が所有される例が見られたが、1992年に JAFZA規則により、UAE会社法に基づく外資制限を免除する目的での「free zone establishment」(FZE)という法人の設立が許可された。
- 1996年にはドバイ空港フリーゾーンが設置され、同様のFZEの設立が可能となった。
- 1998年UAE会社法の改正により、外資比率の制限がフリーゾーンでは適用外となり、外国資本100%の「free zone company」(FZCO)の設立が認められた。
- その後ドバイに30箇所余りのフリーゾーンが設置され、現在はテクノロジー、ヘルスケア等の事業目的に応じた特別フリーゾーンがある。

ドバイのフリーゾーン地図



- Free Trade Free Zone
- Service/Industrial Free Zone
- Federal Financial Free Zone

This map is based on a number of public sources. Some information, such as free zone boundaries and political boundaries, may not be accurate. This map is for general reference purposes only and should not be relied upon as an authoritative source of information on the free zones of the United Arab Emirates (UAE).

pillsbury
بيلسبيري

www.pillsburylaw.com

アブダビのフリーゾーン

- 近年、アブダビ首長国でもフリーゾーン設立を推進している。但し、現時点ではドバイのフリーゾーンに比べ目的が限定されており、まだ発展段階にあるといえる。
- アブダビの主なフリーゾーン
 - **Masdar**: 2006年設立。再生可能エネルギー関連企業中心。
 - **Twofour54**: 2008年設立。メディア・エンターテインメント関連の大企業中心。
 - **KIZAD**: 2012年設立の大規模工業団地。
 - **Abu Dhabi Airport Free Zone**: 2012年開業。
 - **ADGM/GMAD**: 現在計画段階の金融フリーゾーン。2013年に計画が発表された。2015年に規制が公表され、事業登記の申請受理が開始。

フリーゾーン法人の短所

- フリーゾーン法人は、登録フリーゾーン内に限り、商業活動を行うことが許可されている。フリーゾーン外での商業活動は、原則として禁止されている。
- 「商業活動」の定義ははっきり定められていないが、以下の活動は明らかに商業活動にあたる。
 - 販売行為
 - 工事
 - 商品の設置、維持作業
 - 物流、輸送
- フリーゾーン法人は、商品をフリーゾーンからUAE本土に「輸入」することができない。(実務上、輸入する資格がないとされる。)



JAFZフリーゾーン関税門

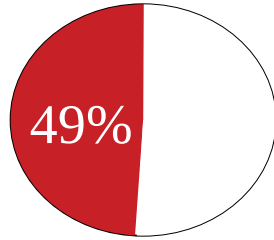
フリーゾーンと産業都市（GCC諸国）

	外資制限	関税	管轄当局
フリーゾーン	各フリーゾーンの規定による（原則制限なし）	海外製品扱い	該当フリーゾーン庁 “One Stop Shop”
産業都市（※）	各国の規定による	GCC製品扱い	該当都市の行政機関 “One Stop Shop”
本土	各国の規定による	GCC製品扱い	各国の行政機関 “One Stop Shop”ではない

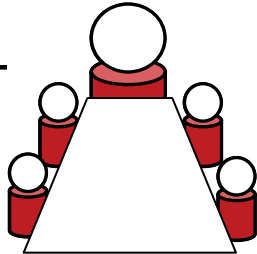
※=Industrial City of Abu Dhabi (ICAD)、Jubail Industrial City、Ras Laffan Industrial City

直接投資・合併事業・M&A

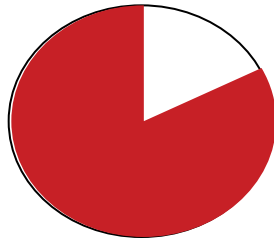
LLC(外資比率49%以下)における最大の支配



単独の
マネジャー



...または複数の
マネジャー役員会



1. 株式の保有及び議決権の行使

外資による株式保有率の上限は厳格に49%とされる。

2. 会社の経営

マネジャー全員を選任することが可能。

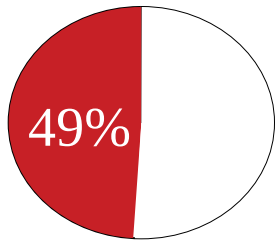
3. 配当権

一般的に、外国会社は80%または85%までの利益配当を受け取ることができる国が多い(UAEやカタール)。

外国企業による投資ストラクチャー

■ 株式保有

- 過半数の株式保有が認められないため、過半数の議決権を持つことができない。
- **要注意点** (例えば覚書や議決権の行使を委任する委任状を通じて) 過半数の株式を保有した場合、**刑事責任が問われる**。(※)
- 対処法としては、会社関連書類で規定することにより、少数株主に拒否権を与える方法がある。



株主契約(合併事業契約)及び会社定款

「株主総会は、52%以上の株式を持つ株主が出席しなければ、開催できない。」

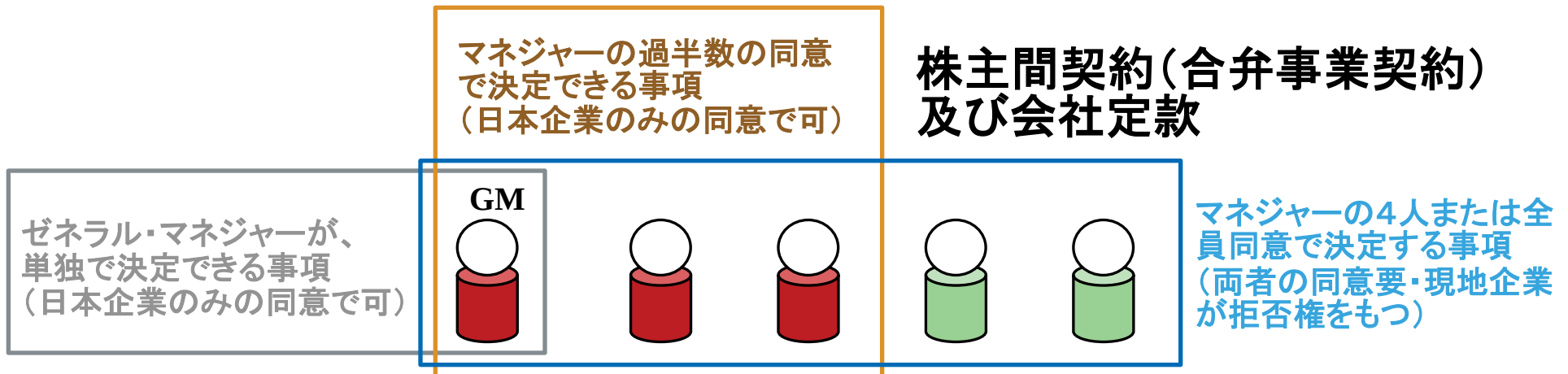
「株主総会のすべての決議は、52%以上の株式を持つ株主の同意がなければ、決定できない。」

※ = 少なくともUAE、カタール、サウジアラビアでは適用される。

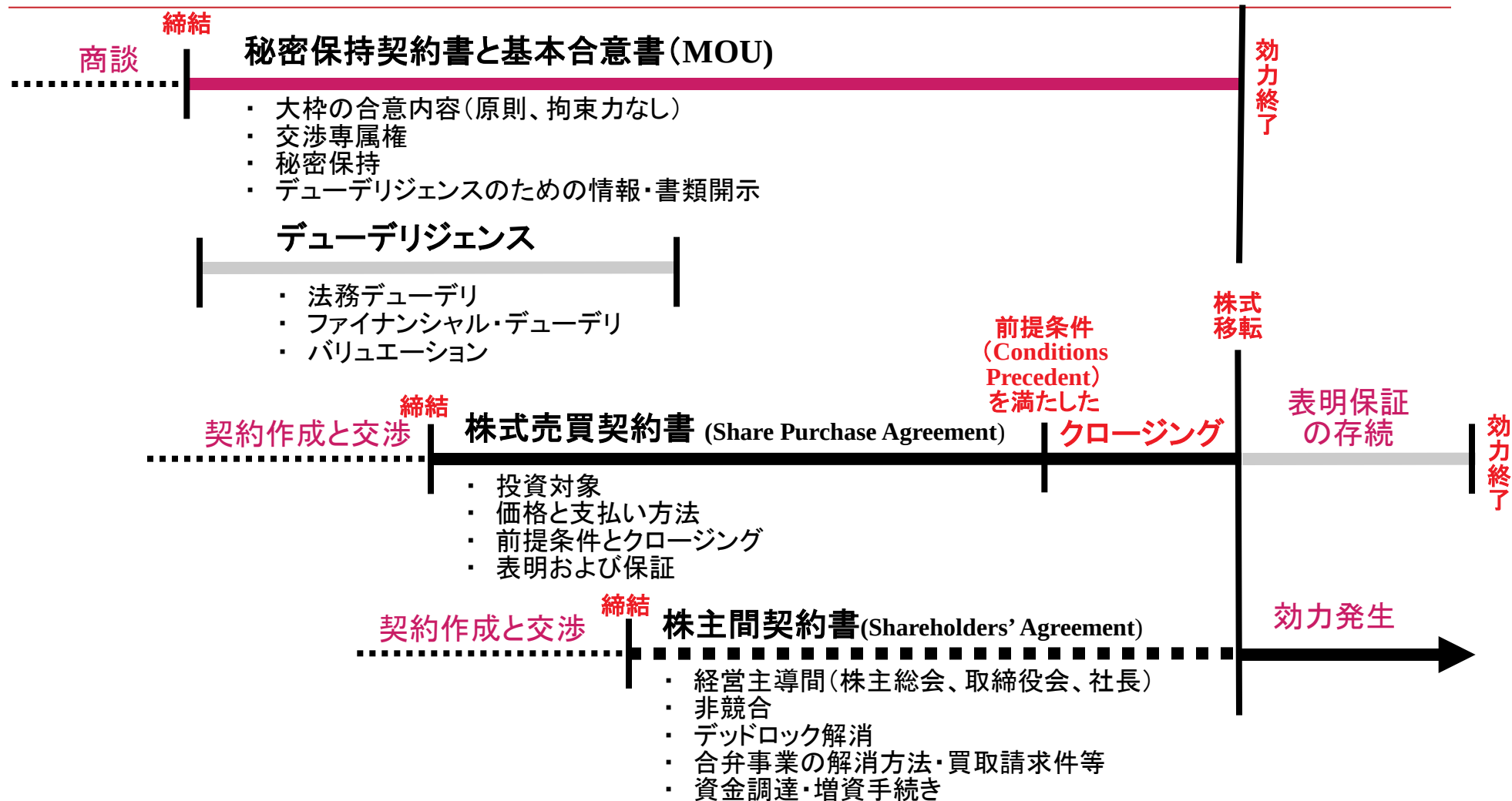
経営陣の構成

■ 経営陣の構成

- 外国企業により、取締役会の全役員を選任することが認められている。日本企業を含む合併事業で、よくみられる役員構成は以下のとおり。
(5名までのマネジャーの制限は、新会社法により解除された。)
- 株式の49%を保有している日本企業が、ゼネラル・マネジャーを含む、マネジャー3名を選任。
- 株式の51%を保有している現地企業が、マネジャー2名を選任。



M&Aのタイムライン



デューデリジェンス

- デューデリジェンスは常に重要だが、中東において、重要な法的瑕疵(未更新の契約書、未登録の所有権、失効したライセンス)が見つかる事例は多い。その場合、投資の中止、価格の調整、または、投資実行前に売主による大幅な整備を要求するという選択がある。

通常のM&Aデューデリジェンス

会社構成
主な契約書における権利義務
規制コンプライアンス
知的財産権関係・IT関係
訴訟、申立て
グループ内関係
ファイナンス関係
雇用・年金債務
税務
不動産
環境
厚生関係
保険

UAEを含む新興国におけるM&Aデューデリジェンス

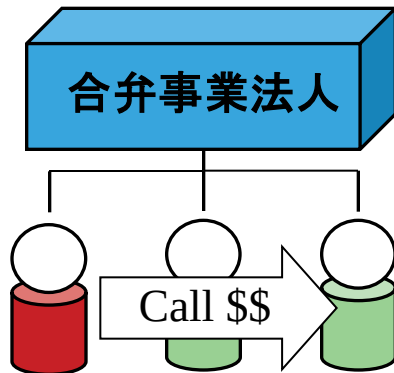
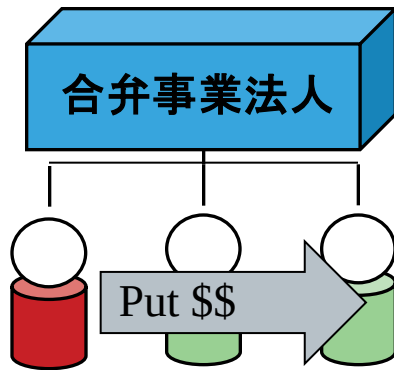
当局の承認が必要かどうか

主なる債務

資産に法的瑕疵がないこと・事業の価格の確認

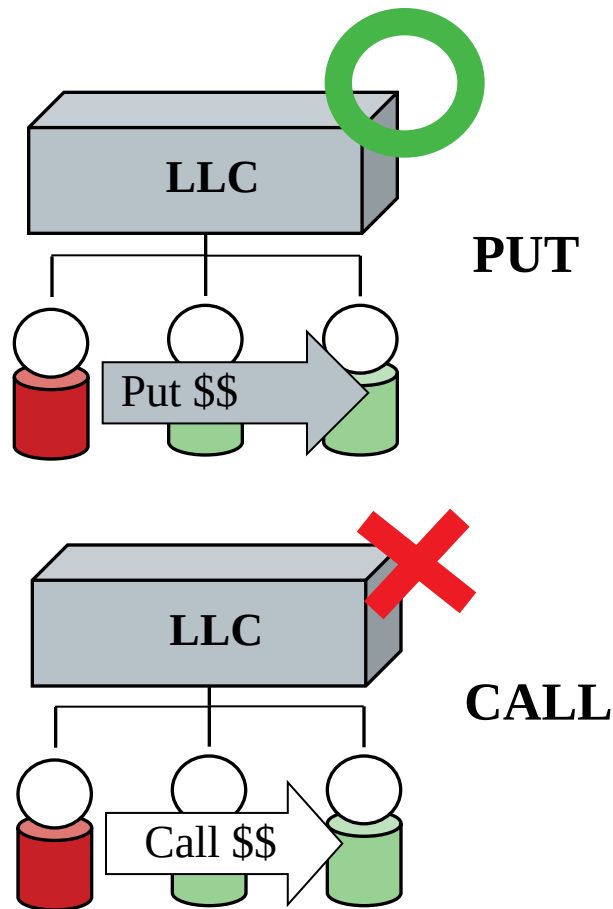
合併事業の解消・撤退および 理論上の売付請求権・買取請求権

営利上の問題が解決できず、合併事業からの撤退という決断をせざるを得ない場合、理論上では以下の3つの選択肢がある。



- 1. 売付請求権 (Put)
 - 一方の株主が他方の株主に対して、その株式を売却するよう要求する権利を有すること。
- 2. 買取請求権 (Call)
 - 一方の株主が他方の株主に対して、その株式を買い取るよう要求する権利を有すること。
- 3. 解散 (Dissolution)
 - 会社を解散および清算すること。

中東における売付請求権・買取請求権



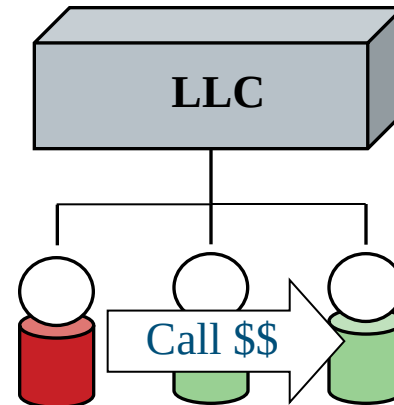
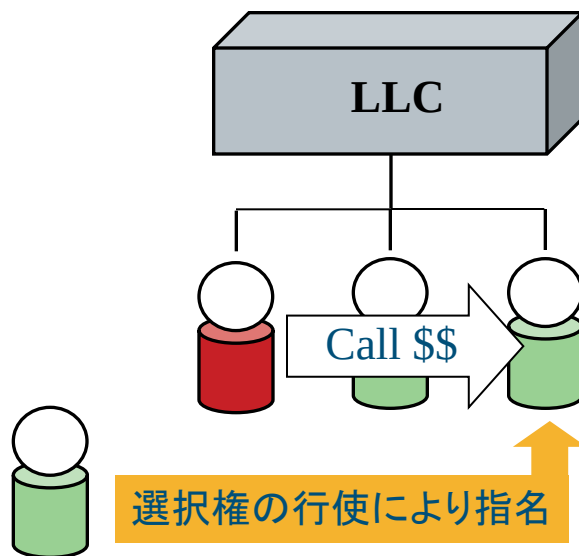
- 外資規制があれば、選択肢は非常に限られる。
- 外国投資家による売付請求権の行使は制限されていないため、保有株式を売却し投資から撤退することが可能。
- 但し、外資比率に上限がある国では、買取請求権の行使は難しいのが実情。
- シャリーアに反すると判断された場合、執行できないおそれがあることに注意。

中東における合併事業の解消・撤退の代替案

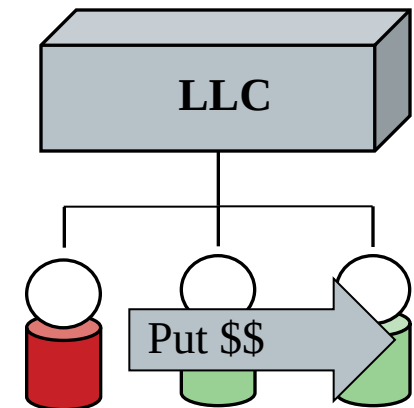
既存のパートナーを新しい現地パートナーに変える権利を有する買付請求権。

外国投資に関する法的規制の変更が生じた場合に行使可能な買付請求権。

最も安全なのは解散する(および関連する契約を解約する)ことのできる確固とした売付請求権を保持することである。

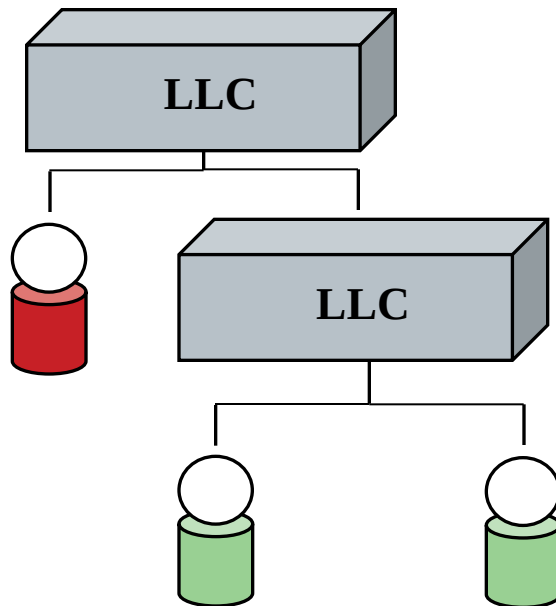


外資制限緩和



解散請求権

合併事業における株主死亡時のリスク



- シャリーアでは遺言を認めていない。そのため、**シャリーア裁判所**が、各イスラム教徒の死亡後にその財産相続人を決定するが、相続人が確定されるまでに数年かかることも珍しくない。
- 個人が株主の場合、その死亡後、全ての株主の同意事項（例：株式譲渡、定款の変更等）を決定することが一時的に不可能になる。そのため、会社運営に支障をきたす場合がある。
- 合併事業のパートナーを法人株主とすることにより、このリスクを軽減することができる。

中東(湾岸)における交渉の特徴

- 現地法人であっても、従業員は多国籍でアラビア語を解さない場合も多い。
(国民と会う機会が少ない。)
- 交渉の際、以下の特色を示す可能性がある。
 - **実務に精通していない**: 長い契約書および基本的な法概念に不慣れ
 - **感情的**: 契約上負担すべきリスクに関する交渉において不合理に振る舞い、妥協したがない
 - **プライド**: 実際の商業的な力関係にかかわらず、対等なパートナーとして扱われることを期待する
 - **決定権の所属が不明**: (外国人)経営者は、外観的には決定権を有するように見えるものの、実際には事業主の同意を得なければ、決定権を行使できない
- 中東(特に現地人から構成される)社会は、英米の契約社会よりも、日本の信頼社会に近い。

契約書の交渉

- 契約交渉のアプローチは、交渉相手の立場によっても異なる。
 - **社内営業担当者**: 契約を理解していなく、ほとんどのコメントは、議論にもならず、解決策を提案できないような内容。
 - **現地弁護士との交渉**: 国際的取引の経験が豊富な場合はスムーズに進むこともあるが、論点がかみ合わないケースではかえって負担が大きい。
 - **国際弁護士との交渉**: 比較的交渉は早く進みかつ合理的。(論点が一致しているため、同じレベルでの議論が可能。)
- 比較的シンプルな契約書の交渉でも、何ヶ月も引き延ばされることは珍しくない。当事務所の経験では、代理店契約についての交渉を開始してから契約締結するまで、平均9ヶ月ほどかかる。(2年以上かかった例もある。)
- 準拠法と紛争解決に関する交渉(後述)

知的財産保護と合併事業からの撤退との関連

- 知的財産を保護するためには、自社の知的財産を把握し、速やかに必要な届出・登録を行うことが重要。
- 中東における知的財産保護および救済は限定的である。
- 合併事業解消の際、外国投資家が提供した技術を未許可で現地の事業パートナーが取得する事例がある。
- 戦略的な選択肢:
 - 自らですべての商標・特許その他知的財産を登録すること。
 - 登録制のないトレード・シークレットの保護対策。

UAE労働法の実務

UAE労働法

- 1980年に公布された連邦法で、最も古いUAE法の1つ。7首長国全てで適用され、また、各フリーゾーン内でも原則として適用される。
- 管轄機関は、本土(フリーゾーン外)においては労働省、各フリーゾーンにおいては、各フリーゾーン庁とされている。そのため、フリーゾーン内では、規則・ルールの解釈が異なるケースがある。
- DIFCのみが、UAE労働法から独立した「雇用法」を制定している。
- 比較的雇用者側に有利な規定であると言えるが、以下の点には注意すべき。
 - 時間外労働
 - 有給休暇
 - 労働契約の終了
- 2015年に反差別法が制定されたと報じられているが、その内容はまだ公表されていない。新聞記事によれば、宗教、階級、人種、民族等による差別が禁止され、雇用主の新たな義務が生じる可能性がある。

労働契約と就業規則

- **定型の労働契約(必須)**

管轄機関所定の書式を使用。給料・各種手当等の基本的事項が記載される。(労働ビザ申請時に必要)

- **雇用主と従業員との間の労働契約(任意)**

上記とは別に、以下のような労働条件の詳細を規定する契約を締結するのが一般的。

- 職務範囲・権限
- 各種手当等

- **就業規則(任意)**

全従業員を対象とする社内規則を明記し、以下の役割を有する。

- 法令上に規定のない詳細な点を規定する。
- 法令上に規定のある重要点を確認・周知させる。
- 多文化的な職場における人事管理の方法について定める。

UAEにおける自国民雇用優遇政策(Emiratization)

- 近年、GCC諸国の政府は、民間企業に自国民の雇用を増やすよう要請している。
- UAEの民間企業の労働力の99%以上は外国人労働者であるのが現状。他のGCC諸国と比べて厳格ではないが、UAE政府も自国民雇用優遇政策を推進している。(但し、金融業と石油・ガス関連事業を除き、それほど適用されていない。)
- 周辺諸国で自国民雇用優遇政策を推進する機運が強まっていることから、UAEでも厳格化する可能性がある。
- UAE国民を雇用する場合に予測される問題点
 - 雇用主の負担が増加。(年金プログラムの加入、賃金増等)
 - 重大な規則違反等を含め、従業員に明らかな非がある場合でも解雇が難しいことがある。

Public Relations Officer (PRO) の役割

- UAEでは、行政機関への申請・届出業務は、一般的にPROを通じて行われる。
- PROは、必ずしもUAE国民でなくてもよいが、各種政府機関が必要とする要件に通じ、時には担当者との交渉が求められる。
- 自社の従業員としてPROを置くことも可能だが、外部のPRO業務代行業者に依頼する例もある。
- 主なPROの業務
 - 行政機関への申請・届出
 - 届出文書のアラビア語翻訳のアレンジ
 - 各種ライセンスの更新
 - 警察署・大使館等に出頭する際の代理業務

就業時間と時間外勤務

- UAE労働法により、就業時間は1日8時間、1週48時間までと定められている。(従来の慣習により、週6日の計算になっている。)
- 一部の業種を除き、原則として、毎週金曜日を休日としなければならない。
- ラマダン中は、就業時間が1日6時間までと定められている。(DIFCでは、イスラム教徒のみに適用される。)
- 原則として、時間外勤務は1日2時間までとされており、雇用主から2時間を超える時間外勤務を命じられた場合は、従業員は拒否することができる。
- 雇用主の承認に基づく時間外勤務に対しては、以下の時間外手当の支払いが必要。
 - 21時までの残業：基本給の125%
 - 21時～朝5時、週末・休日：基本給の150%

有給休暇

- UAE労働法により、最初の1年経過後は年30日の年次有給休暇が与えられている。有給休暇の日数に週末(金・土)を含めて計算するかどうかは、明確に規定されておらず、専門家による解釈も様々。(年22日と定める会社も多い。)
- 年1回1ヶ月間、または2年に1回2ヶ月間と、有給休暇をまとめて取得する従業員が多い。
- 雇用主は、30日の有給休暇を分割することができるが、従業員からの抵抗にあうケースも見られる。
- 有給休暇を管理するには？
 - 就業規則に明記
 - 有給申請プロセスを導入
- 有給休暇を消化できない場合は？有給の累積または買い取り。

退職手当 (End of Service Gratuity) ①

- UAE労働法により、従業員が退職する際は、規定の退職手当を支払うことが定められている。(退職理由が、法令上に列記されている違反等の場合を除く。)
- 原則として、退職手当は、退職時の基本給(各種手当は含まない)に基づき計算される。
- UAEの労働省により、以下のような計算式のモデルが示されている。

$$(A \times 21 \times B) + (A \times 30 \times C)$$

A	=	基本給 ÷ 30 (または月給 x 12 ÷ 365) (基本給以外の手当を含まないことに注意)
B	=	在職年数(5年以下)
C	=	在職年数(5年を超える場合) - 5 (ただしマイナスの場合はゼロ)

- その他、未消化の有給休暇、母国への航空運賃(UAEを出国する場合)の支払いも必要。補償金(後述)の支払いが求められる可能性もある。

退職手当②

- 支給の有無、支給額は、退職理由により異なる。

退職理由	Start	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5
● 定年退職 ● 期限ありの雇用契約で退職事由なしの解雇		なし	$(A \times 21 \times B)$			$(A \times 21 \times 5) + (A \times 30 \times C)$
● 退職事由ありの解雇 ● 事前通知なしの自主退職		なし	なし			なし
● 期限ありの雇用契約で自主退職		なし	期間満了前の自主退職の場合はなし			$(A \times 21 \times 5) + (A \times 30 \times C)$
● 無期限の雇用契約で事前通知による自主退職 (※)		なし	$(A \times 21 \times B) \times 1/3$	$(A \times 21 \times B) \times 2/3$	$(A \times 21 \times 5) + (A \times 30 \times C)$	

※＝退職金の減額を認められない場合あり

雇用契約の終了

- 全体的に、雇用者側に有利な制度といえる。
 - 無期限に雇用される従業員または雇用主の都合(※)による終了:30日の事前通知でいつでも解約可能だが、退職手当を支払う必要がある。
 - また、試用期間中の自主退職または解雇は即時退職が可能。
 - 雇用者側から即時解雇できる事由の例:秘密保持義務違反、犯罪行為、氏名・経歴詐称、数回以上の警告後も業績の改善がみられない等。(退職手当を支払わない。)
 - 従業員から即時退職できる事由の例:給料不払い、雇用者による暴力行為等)

不当解雇の場合、最大3ヶ月分の給与相当額の賠償が命じられる。但し雇用期間が5年未満の場合、解雇事由を問わず、実際には1～2ヶ月分の給与相当額の賠償にとどまるケースが多い。

※＝雇用主と従業員の間で合意なき場合、まずは労働省またはフリーゾーン庁による調停が必要。それでも解決しない場合、裁判所への申立が可能。

戦略的解雇

- 30日以前の書面による通知により、会社都合で従業員を解雇することが可能。退職手当等は、最大基本給の3ヶ月分とされている。
- ただし、解雇・退職時の様々なトラブルを軽減するために、自己都合による退職を勧告することが適したケースが多い。
- 上記方法は、従業員に自主退職の選択肢を与え、その従業員の体面を保つと同時に次の求職活動に支障が出ない。
- また、以下のトラブルを軽減できると考える。
 - 従業員からの正式なクレーム
 - 解雇された従業員による、雇用主および従業員に対するいやがらせ

湾岸地域独特の雇用問題

- 湾岸地域住民の多文化社会における常識は、先進国における常識とは異なる場合があることを念頭におく必要あり。
- よく見られる問題：
 - 社内・社外の同国出身者に情報が漏れることが多い。
 - 横領と虚偽
 - 倫理とモラル(タダ乗りとプチ横領)
 - 運転手の人材管理と残業管理
 - セクハラ・パワハラの概念
 - 日本文化の細かさと中東文化のいい加減さの間に生ずる様々な誤解
- 従業員に対する指導・トレーニングと評価の重要性。
- コミュニケーションの重要性。

ドバイ生活関連法

中東諸国の法制度：日常生活と刑法①

- 先進国と異なる、UAE法上の主な犯罪成立要件は以下のとおり。
 - 婚外交渉罪
 - 不道德行為美化罪（「Beautification of the Sin」：シャリーアに基づくUAE刑法上の罪。ドバイ政府は公共政策上の理由により実質的に施行を見送っているが、その他首長国での該当の事件は、頻繁に報じられている。）
 - 宗教不敬罪、改宗未遂罪（※）
 - 侮辱罪、ソーシャル・メディア上の肖像権等（※）
 - 公然わいせつ罪（※）
 - 飲酒罪（アルコール免許の申請）、公衆酩酊罪
 - 小切手不渡り罪、破産罪
- 常に政策・方針（ドバイの経済成長政策と海外企業からの圧力に弱い）と文化・モラル（保守的なイスラム社会）の乖離を念頭におく必要がある。

※＝日本法上の犯罪成立要件と大きな違いが見られるもの。

中東諸国の法制度：日常生活と刑法②

- 警察官とのトラブルは、多くの国と同様、敬意を払って振舞うことで防げる場合も多い。（一般的に、警察官は書類作成業務を好まないこともある。）
- 被害者側からの、犯罪の証明は、難しい。傷害事件の場合、まずは公立病院に（Bur DubaiのRashid Hospital等）に行き、医師の診断書入手する必要がある。
- 証拠が正しく記録されていないという理由で、警察官が被害届を受理しない場合も多い。（特に暴力、詐欺等の事件でみられる。）

住居賃貸借契約更新時の条件交渉

- 関連法令に関する知識を得ること。ドバイには限定的に借主を保護する法令もあるが、比較的貸主を保護するものが多い。
- 管轄機関にて登録済の賃貸借契約のみに法令上の保護が適用される。そのため、契約更新時は、まず当該契約の登録の有無を確認すべき。
 - **法令と実務の乖離**: 2008年の法改正により、ホテルやサービス・レジデンスの賃貸借契約にも賃料改定時の法定上限額が適用される旨が明記された。ただ実際には、サービス・レジデンス契約を登録する制度がないため、この改正点は、現時点ではあまり意味を持たない。
- 条件交渉の相手に関する知識を得ること。(物件所有者、管理者、セールス・マネジャー等)
- 冷静に焦らずに交渉することで有利になることも多い。
- 限界を見極めること。

ドバイの詐欺師

- 近年、日本人を対象とする在ドバイの詐欺師（自称「コンサルタント」）が急増している。
- 被害者の多くは、日本在住の個人投資家や未だ中東進出していない中小企業だが、日本人駐在員、大手企業の事例もある。UAE国民のパートナー・スポンサー（自称「シェイク」）の政治力やコネを強調することが多い。
- ドバイ日本総領事館とジェトロ・ドバイも、今年初頭に注意喚起を発行した。
http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/economic/20150217_economic_jcompany.html
- 詐欺の種類は多岐にわたる。金銭の支払い後の警察・弁護士・裁判所による救済はきわめて難しいため、**損害を被る前**の慎重な検討・確認が重要。
- 一方、健全なコンサルタントも存在するため、様々な情報源（ジェトロ、大使館・領事館、銀行、会計事務所、法律事務所）への**評判・実績等の問い合わせも有効**。（業務妨害責任を負いかねないため、「要注意」等の警告のみにとどまる場合が多いことに留意。）

紛争解決

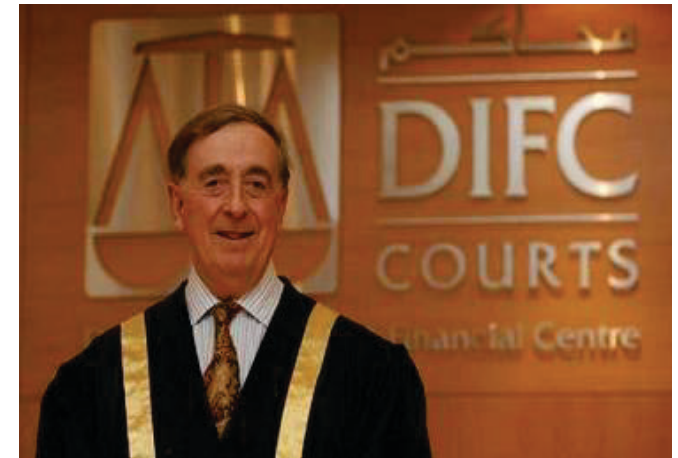
ドバイ裁判所での訴訟



- ドバイでは、連邦裁判所のシステムを採用しておらず、ドバイ独自の裁判所システムが設けられている。
- 第一審裁判所の中に労働裁判所、シャリーア裁判所、身分裁判所があり、上級に控訴裁判所、最高裁判所がある。
- 裁判は原則として公開されているが、裁判手続き・判決の記録は公表されていない。
- ドバイ裁判所の手続きは**迅速**で、短期間に措置を講じないと、**欠席判決**となる**可能性は高い**。一方、シャルジャやアブダビの裁判所での裁判手続きは非常に遅い。また、アブダビでの裁判費用は、近年急増している。

ドバイ国際金融センター

- ドバイ国際金融センター(DIFC)は、UAE連邦法に基づき設立された。独立した法域であり、幾つかのコモン・ロー形式の法令が制定されている。
- DIFCでは、裁判所もドバイ裁判所から独立した制度を有する。英国・シンガポール等のコモン・ロー諸国の裁判官により、英国法を中心に適用されている。
- DIFC裁判所は、複数の裁判所と執行・認証に関する合意書を結んでいる。(※)
- LCIAとの合併事業である、DIFC-LCIA国際仲裁機関も設置されている。



※＝ドバイ首長国、ヨルダン、オーストラリア、ケニア、イギリス、ニューヨーク州南部連邦裁判所

中東における国際仲裁条約① ニューヨーク条約

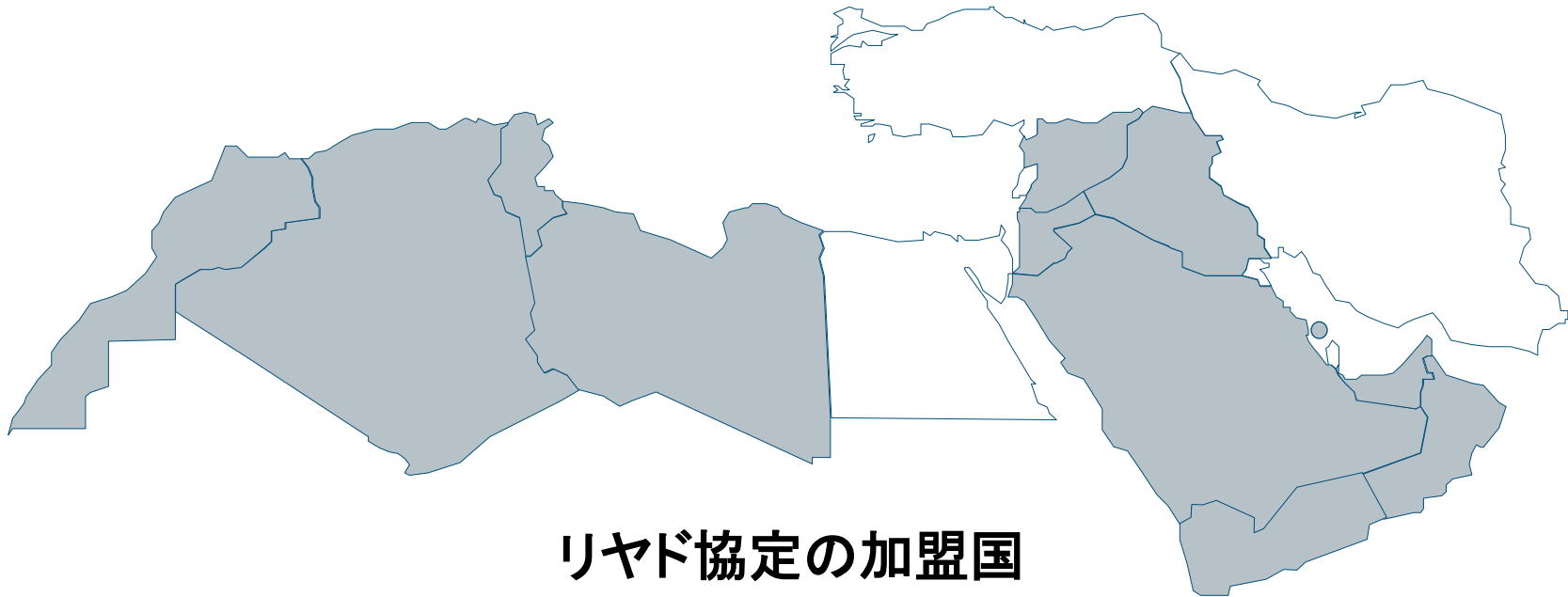
- イエメン、イラク、リビアを除く中東・北アフリカ諸国は「国際仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)の加盟国になっている。
- ニューヨーク条約の加盟国において**国際仲裁の判断**を得れば、ニューヨーク条約の加盟国の裁判所において執行できるとされる。



ニューヨーク条約の加盟国

中東における国際仲裁条約② リヤド協定

- 「アラブ連盟加盟国間における司法共助に関する協定」(リヤド協定)と呼ばれる。裁判所の判決や国際仲裁の判断を執行する方法があると思われるが、事前に執行できるかどうかを検討することが重要。
- リヤド協定の加盟国において仲裁の判断および裁判の判決を得れば、リヤド協定の加盟国の裁判所において執行できるとされる。



リヤド協定の加盟国

中東における国際仲裁条約③ GCC司法協力協定

- その他、GCC6ヶ国間での判決と仲裁判断の相互執行を認める「GCC加盟国間における外国裁判所への嘱託書と司法通知の執行に関する協定」(GCC司法協力協定)もある。



GCC司法協力協定の加盟国

中東における国際仲裁機関

**BDCR-AAA – Bahrain Chamber
for Dispute Resolution**

**GCC Commercial Arbitration
Centre, Bahrain**

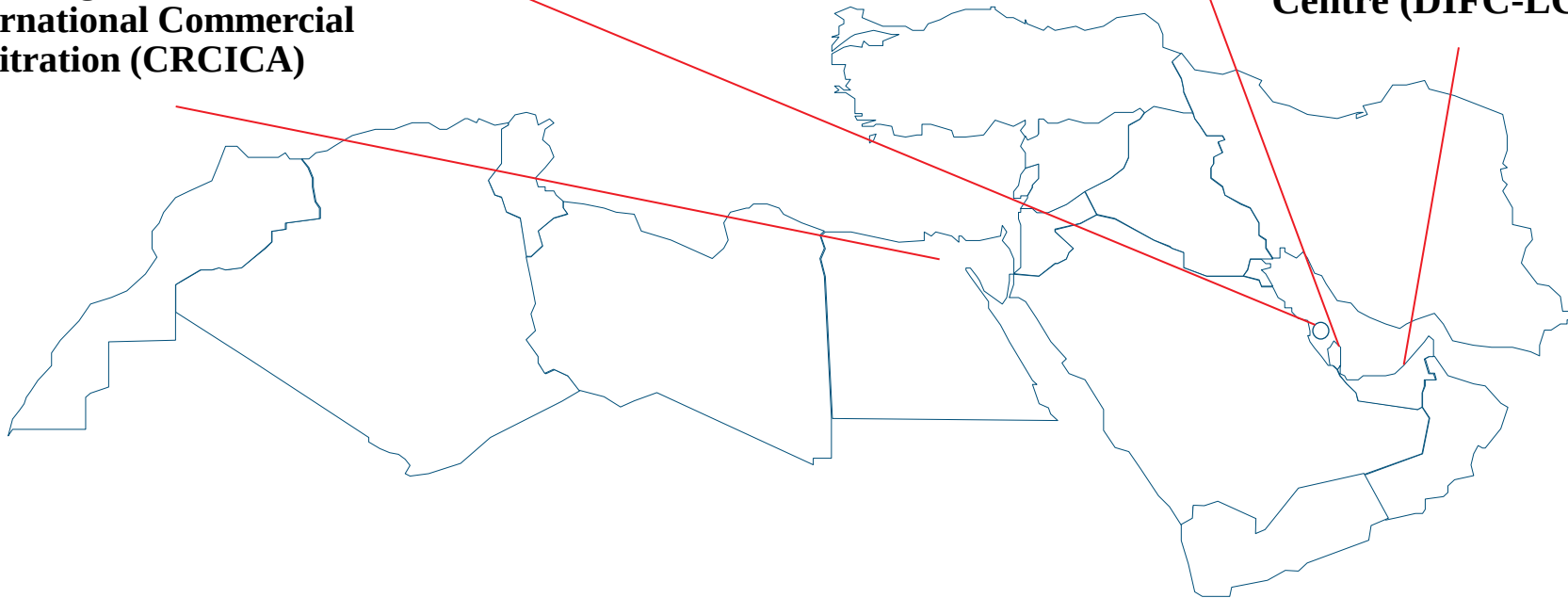
**International Arbitration and
Conciliation Centre, Qatar**

**Abu Dhabi Commercial
Conciliation and Arbitration
Centre (ADCCAC)**

**Dubai International
Arbitration Centre (DIAC)**

**Dubai International Financial
Centre (DIFC-LCIA)**

**Cairo Regional Centre for
International Commercial
Arbitration (CRCICA)**



実務上の問題

- **サウジアラビア**で、裁判を行わずに仲裁判断を執行した事例は見られていない。そのため、国際条約が批准されているものの、実際の国際仲裁判断の執行は難しい。
- 2012年に仲裁法が承認された。前向きな進展であるが、実際に仲裁判断が執行されるかは不明。
- 内閣委員会(サウジ最高諮問機関)未承認の、サウジ国営企業による仲裁契約の締結は無効とされる。
- **その他中東・北アフリカ諸国**での注意点: サウジと同様に、国際条約の批准国であっても、仲裁判断が執行される保証はない。

契約の交渉：準拠法の規定

- **準拠法の規定**：英国やNY州法、判例に拘束力があるコモンローの法域が理想的。用語の定義や解釈にも一定の基準がある。（例：「合理的」とは？「過失」とは？「最大限の努力」と「合理的な努力」の違いは？）
- ただ実際は、愛国心により、自国法を準拠法とすべく交渉する例がよく見られる。
- 新興市場諸国の契約当事者は、かつて帝国主義に支配された歴史から、外国法を準拠法とすることに抵抗感がある場合がある。
- **UAE法が準拠法の場合**：実際は、想像するほど大問題ではない。
 - 契約書上の準拠法にかかわらず、業務が行われる国・地域の法規制（代理店保護の規定）に従う必要があるため。
 - 多くの場合、現地法に準拠する上で問題となるのは「不確定性」（例：「合理的」な行動が定義されていない）であり、大きなリスクにさらされるとは考えてられない。

契約の交渉：紛争解決の規定

- **紛争解決条項**：準拠法と同様、あまりよく理解されていない。
紛争が発生した場合、どこを紛争執行地とするか？
 - 契約相手の出身国はどのような国際条約を批准しているか？
 - 契約相手の資産・債権はどの国ににあるか？
- 準拠法と同様に、「愛国心」に基づき交渉が行われることが多い。
- 中東地域で使用される契約の紛争解決地を中東以外の裁判所（日本の裁判所、NY州、ワシントンDC、ロンドンの裁判所）にすることは、多くの点で望ましくない。
- 国際条約による執行が可能のため、多くの場合、国際仲裁での紛争解決条項を規定することが好ましい。

交渉シミュレーション①

■ よくある交渉:

We propose:

準拠法: 英国法

Governing Law: England

紛争解決: シンガポール (SIAC)

Dispute Resolution: SIAC Arbitration in Singapore



NO!

準拠法: アラブ首長国連邦

Governing Law: UAE

紛争解決: アブダビ裁判所

Dispute Resolution: Abu Dhabi Courts

■ どう交渉すればいいのだろうか？

交渉シミュレーション②

中立的な準拠法が望ましい。弊社は、英国企業ではなく、日本企業です。

A neutral governing law is ideal – we're from Japan, not the UK.



現地の法律に従わなければならないので、この契約も現地法で。

But you must follow local law, so this contract should be under local law.

契約義務から逃げるために準拠法を選んでいるのではない。より確実な解釈のためです。

Governing law does not let us escape our obligations. It is for interpretation.



妥協案：

- 準拠法をDIFCにする。
- または以下のような但し書きを加える：“Notwithstanding the governing law of this agreement, the parties will adhere to the requirements of UAE law.”

交渉シミュレーション③

海外の紛争解決フォーラムが望ましい。弊社は、シンガポール企業ではなく、日本企業です。
An overseas forum to hear any dispute is ideal. We're from Japan, not Singapore.



国内商事案件に関する外国機関の判断は、信用できません。
But we don't trust a foreign forum to rule for domestic commercial matters.

国際仲裁は中立であり、UAE国籍の仲裁人も選ぶことも可能です。
International arbitration is neutral and can include UAE arbitrators.



妥協案:

- DIFCにおけるDIFC-LCIA国際仲裁
- (アブダビのADCCAC、ドバイのDIACは、比較的望ましくない。)

交渉シミュレーション④

- 成功例: DIFC 準拠法、DIFC-LCIA 国際仲裁
- 妥協案: UAE 準拠法、DIFC-LCIA 国際仲裁
- あまり好ましくない例: 英国法 準拠法、アブダビ 裁判所
- なぜ？



- 新興国の裁判官が、どのように英国法等の外国法を解釈するかの予測が困難。
- それに比べ(準拠法がどの国のものであれ)、国際仲裁人が合理的判断をすることは予測できるため。

つまり、準拠法より、紛争解決地の選択のほうがより重要！

当事務所がお手伝いできること

- UAE、中東諸国の法制度に関するアドバイス・社内用の意見書
- 代理店・パートナー候補に関する調査・デューデリジェンス
- 各種契約書の作成、校正、交渉
- 新事業・合併事業の設立手続・交渉
- M&A等による直接投資
- 現地法人の総務・労務
- 代理店契約の解約・合併事業からの撤退・現地法人の解散
- アラブ諸国における裁判・調停・仲裁の解決手続担当

“An ounce of prevention is worth a pound of cure”
注意一秒、けが一生

“Look before you leap.”
転ばぬ先の杖

（早めに弁護士に相談しましょう！）

ご静聴ありがとうございました。

クリストファー・ガンソン

Christopher Gunson

Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP

Al Sila Tower, 21st floor

Sowwah Square, Al Mariah Island

P.O. Box 39740, Abu Dhabi, UAE

Tel: +971.50.554.6205

christopher.gunson@pillsburylaw.com

www.pillsburylaw.com